

学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止の期間

【学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条】

分類	病名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで（医師が治癒したと認めるまで）
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂痂化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症(O157 等)、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症(※)</u>	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

(※)通常は学校感染症に指定しないが、流行状況などによって出席停止等の措置が必要となるもの。

その他の感染症(一部抜粋)	感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス等)	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで (下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が改善されれば登校可能)
	マイコプラズマ感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで (症状が改善し、全身状態が良い者は登校可能)
	溶連菌感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで (適正な抗菌治療開始後 24 時間を経て、全身状態が良い者は登校可能)
	手足口病	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで (全身状態が安定している場合は登校可能)

【出席停止期間の数え方】

「〇〇した後△日を経過するまで」→「〇〇」という現象が見られた日の翌日を 1 日目として数えます。

例：「解熱した後 2 日を経過するまで」の場合

月曜日に解熱 → 火曜(解熱後 1 日目) → 水曜(解熱後 2 日目) → 木曜から登校可能